

労働契約法第18条（無期労働契約への転換）への対応について

平成24年に労働契約法が改正され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し出により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度となりました。（平成25年4月1日施行）

したがって、法施行後、平成30年3月末で5年が経過することに伴い、平成30年4月以降に契約更新（通算5年超）された場合は、無期労働契約転換への申込権が発生することになりますのでお知らせいたします。

詳細は、厚生労働省の以下のURLをご確認ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

本学においては、労働契約法の趣旨に則し、無期労働契約への転換者に関する学内規則を制定しましたので、以下のURLより規則をご確認ください。

http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/04_46mukiroudou_tenkan_kisoku.pdf

<申し出の手続き>

- ・申し出の対象者：有期労働契約が繰り返し更新され、通算5年を超えた者
- ・申し出方法：無期労働契約転換の申し出をしようとする者は、無期労働契約転換申込書（本学様式）により、契約期間の満了する日の30日前までに申し出る。（申し出があった場合は、申込受理通知書を交付する。）
- ・申し出の取り下げ：申し出を取下げようとする者は、無期労働契約転換申込取下げ書（本学様式）を、契約期間の満了する日の10日前までに提出する。

[本件担当]

東京外国語大学総務企画部

人事労務課人事労務係

TEL: 042-330-5127

E-mail: [jinji-roumu@tufs.ac.jp](mailto:jinja-roumu@tufs.ac.jp)